

# 「ムーンライティング」は如何にして 「夜間暴動」になったか

— グレゴリー夫人作、崔珽宇訳「獄門」における  
ひとつの「誤訳」をめぐって —

金 牡 蘭

## 1. はじめに

本論はある「失敗」をめぐる考察である。その「失敗」とは、先行論文において「誤訳」とされたある一語の翻訳をさす。

改めて指摘するまでもないが、20世紀の最後の10年間における翻訳研究が注目したのは、翻訳が持つアイデンティティ形成の力であり、翻訳がどのようにして翻訳する側の理解能力や利害関係に合わせて、異言語のテキストの再現を作り上げるかという問題である。そして、これらの研究が明らかにしてきたのは、社会的な運動や新たな制度の創出における翻訳の役割であった。本論で取り上げるグレゴリー夫人の「牢屋の門」の〈移動〉<sup>トランスレーション</sup>という事例も、このような視座から眺めることができるだろう。「牢屋の門」というテキストに朝鮮にまで及ぶ〈移動〉の遍歴を与えたのは、それが〈移動〉される地におけるある種の要求に他ならない。その要求は植民地という朝鮮の政治的な状況から生じるものでもあり、また近代劇の創出という文化的な企図から生じるものでもあった。

そして、まさにこうした重層的な要求ことが、これまで「誤訳」とされてきた訳語を生んだことは確かである。しかし、この訳語が生成する過程をあらためて同時代の文脈に置きなおしてみるならば、この「失敗」は先行論が指摘しているように無邪気なものではないことが了解される。本論の目的は、この「失敗」を断罪することではない。そうではなく、本論はこの「失敗」にむしろ積極的な意義を読み込もうとするものである。

## 2. 「牢屋の門」から「獄門」へ——ひとつの「誤訳」の出現

グレゴリー夫人 (Lady Isabella Augusta Gregory, 1852-1932) は、世に知られてい

るようにイエイツ (W.B. Yeats) の良き後援者であり、彼と共に、アイルランドの代表的な劇団であるアビー・シアター (The Abbey Theatre, 1904) を誕生させた人物である。当初グレゴリー夫人は主に財政的な面でアビー・シアターを支えていたが、後には同劇団のディレクターとして、また劇作家として、劇団の活動に深く関与するようになる。彼女の劇作家としての才能は、シング (J.M. Synge) の死後、脚本の不足に苦しんでいたアビー・シアターを大いに助けると同時に、アイルランド近代劇の代表的な作家という称号を彼女に与えることになった。グレゴリー夫人の文名を世に広めたのは、何よりも、アイルランド人の気質を活かしたとされる数多くの喜劇であるが、極めて多作であった彼女の作品が喜劇の枠内だけに留まっていたわけではない。歴史劇や農民劇、そして「キルタータン・モリエール」と呼ばれたモリエールの翻案劇に至るまで、彼女の才能は多岐に渡っていた。

本論文で取り上げる「牢屋の門」(“The Gaol Gate”, 1906年10月初演)は、こうした分類に従うならば、農民劇の範疇に属すると言えるだろう<sup>1</sup>。「牢屋の門」は当時のアイルランドの農村社会を背景にした一幕劇であり、そのほとんどが二人の中心人物、つまり名誉を重視する姑のメアリー・カヘル (Mary Cahel) と現実的な嫁のメアリー・クシン (Mary Cushin) との会話で占められている。この二人の女性が、彼女らの息子/夫であるデニス・カヘル (Denis Cahel) が投獄されたゴールウェイ監獄に着いた場面から劇は始まる。デニスは、2ヶ月ほど前に村で起った銃撃事件に加担したことで投獄されたが、その後仲間たちも逮捕されることになり、村では彼が仲間を裏切って密告したという噂が広がっている。二人は監獄から手紙をもらったが、無学のためにそれを読むことも出来ず、また手紙にデニスの密告が記されていることを恐れたために、村の人に読んでもらうことも出来なかった。それゆえ、二人は手紙をもって一晩中歩いて獄門の前に着いたのである。やがて夜が明け、二人は門番に手紙を読んでもらうが、そこにはデニスが死刑にされることが記されており、それがすでに前日に執行されたというので、二人は泣き崩れる。しかし、噂とは異なり、デニスが密告を拒否したがために死に至ったことが門番の話で明らかになると、息子の死を嘆いていた母は、誇らしげに村へ帰る。

グレゴリー夫人は、この劇が *Seven Short Plays* (1909) に収録されたときに記した「注釈」のなかで、「この劇は三日間で自ずと出来上がった作品」であるとし、その出来にとでも満足していると記している。彼女は「牢屋の門」が「この本にある他のどんな作品よりも好きで、単語ひとつも変えたくはない」とまで述べている (202)。しかしながら、作者自身の思いとは違って、「牢屋の門」が上演されたとき、その反応はそれほど良くはなかった。当時現地のジャーナリズムはこの劇に対してまともな劇評を寄せもしなかったし、短く触れるにしても、あまり肯定的な評

価はしていなかった。たとえば、『デイリー・エクスプレス』紙 (*The Daily Express*) は、「悲しみを誘う種類のもの」として、そして『アイリッシュ・タイムズ』紙 (*The Irish Times*) は、「説得力がないとは言えないが、いささか異例な作品」として、この劇を片付けてしまっている。唯一肯定的な評価を下したとされる『フリマーズ・ジャーナル』紙 (*The Freeman's Journal*) においても、「無限の悲哀」が触れられるだけであった (Hogan & Kilroy 66)。

それにも関わらず、後にこの「牢屋の門」は、遙か「極東」の地、日本と朝鮮にまでく移動<sup>トランスレート</sup>されることとなる。まず日本では、1916年菊池寛によって「暴徒の子」という戯曲に翻案される。「暴徒の子」は第4次『新思潮』の創刊号に掲載されていたが、1922年に「裏切」に改題されて新富座によって初演された。さらに1932年には、当時朝鮮の近代劇運動を主導していた劇芸術研究会の実験舞台によって「獄門」という題で翻訳・上演された。同研究会の崔珽宇 (チェ・ジョンウ) による翻訳「獄門」は、上演の翌年に『朝鮮日報』に掲載されることで、初めて活字化されることになった。

以上のような「牢屋の門」のく移動の歴史を追う際に課題となるのは、これらふたつのく移動、つまり「暴徒の子」と「獄門」におけるく移動の戦略を明らかにすること、そして最終的には、その分析で得られた結果を基に、これらのく移動の事例を、日本と朝鮮におけるアイルランド文学のく移動という、より大きな文脈の中に位置づけることであろう。しかし、本論文では頁数の関係上、三つの時空間、そして三つのテキストに渡るその内容の全てを盛り込むことは避け、「牢屋の門」から「獄門」へのく移動に限定し、論を進めていく。必要に応じて「暴徒の子」に言及することはあるが、その詳細な考察は次の機会に譲ることとする。

「獄門」を翻訳した崔珽宇 (1907-1968) は、朝鮮の近代劇運動を主導していた劇芸術研究会の創立メンバーの一人であった。当時植民地であった朝鮮で京城普通学校を卒業した崔珽宇は、帝都東京に渡り、東京帝国大学の英文学科を卒業している。卒業論文のテーマは、グレゴリー夫人と同じくアビー・シアターの代表的な劇作家である J.M. シングであった。このことから、彼がアイルランド劇に抱いた興味が計り知れる。卒業後、朝鮮に戻った彼は、1931年に結成された劇芸術研究会に加わり、朝鮮の近代劇運動に関わるようになる。ここで取り上げる「獄門」は、同研究会の直属劇団であった実験舞台の第2回定期公演 (1932年6月) の演目の一つであった。そして、上演には至らなかったが、彼はまた1931年10月の『朝鮮日報』紙上に、グレゴリー夫人の「月出」 (“The Rising of the Moon”) を、1932年7月の雑誌『東光』紙上に同作者の「救貧院」 (“The Workhouse Ward”) を翻訳・発表している<sup>2</sup>。

このように、グレゴリー夫人の翻訳を三つも残し、朝鮮におけるアイルランド劇の〈移動〉に深く関わった崔珽宇であるが、彼が文学研究の場において取り上げられることはほとんどなかったと言ってよい。それは、何よりも彼のその後の活動と関係しているだろう。同じく劇芸術研究会のメンバーであり、アイルランド劇、とりわけショーン・オケイシー (Sean O'Casey) に心酔したことで知られる柳致真 (ユ・チジン) が、その後劇作家としての道を歩み、韓国の近代劇に関する研究で注目され続けたことは対照的に、英文学者として活動し、最後まで創作とは無縁だった崔珽宇の翻訳は、研究の対象にはならなかったのである。

しかし、東アジアにおける近代劇運動の出発が、西洋劇の翻訳に端を発したという事実を承認するならば、翻訳テキストが持つ意義を看過することはできないはずである。2000年に発表されたジャン・ウォンジエの研究は、その意味で非常に有意義なものである。ジャンは、1920・30年代の朝鮮におけるアイルランド劇を概観する力作の中で、これまで無視されてきた多くの翻訳テキストと新聞・雑誌の記事を取り上げ、詳細な分析を施した。これは、本論で注目する崔珽宇の「獄門」に関する唯一の先行論でもある<sup>3</sup>。この論文においてジャンは、崔珽宇が原作を「正しく」理解することが出来ず、様々な「誤訳」を残したことを指摘した上で、その誤訳や自由訳によって「獄門」は結果的に原作の劇的構造を破壊し、原作とは全く別のものになってしまったと結論した (255)。確かに、崔珽宇の翻訳には誤訳が散在しており、彼の翻訳能力に問題があったことには疑いの余地がない。しかしジャンは、以下で見るように、崔珽宇が原作を「正しく」理解できなかったより根本的な原因は彼のナショナリズムにあると考えた。

More than anything else, Jeong-Woo Choi was preoccupied with nationalistic ideas. Therefore, he emphasized the political aspect of Lady Gregory's text by changing the background of the dramatic action. (Jang 233)

ジャンはこのように崔珽宇が彼のナショナリズムによって劇の背景となる事件——つまり、デニスが加担したとされる銃撃事件であるが——の「政治的」な意味合いを強調したことを指摘し、それが原作を変容させたことを非難している。

では、ジャンがその根拠として挙げている「誤訳」とは何か。それは、劇が始まって間もない所、牢屋の高い壁を見てメアリー・カヘルが語る台詞である。

Mary Cahel. He that was used to the mountain to be closed up inside if that  
What call had he to go moonlighting or to bring himself into

danger at all? (175)

この箇所は、崔珽字の「獄門」では次のように訳されている。

カーヘル 山を飛び回っていた子があの中に閉ざされるとは。何の必要があつて夜間暴動をして危険な所へ行つたというのか。(上)

この訳文でもまた、原文の“to bring himself into danger”が「危険な所へ行」くと訳されるなど、翻訳者の未熟さが顕になっているが、それより重要なことは、下線部が示しているように、原文の“moonlighting”という言葉に、「夜間暴動」という訳語が充てられていることである。この変容についてジャンは、グレゴリー夫人が「私的な事件」として描いたものが、崔珽字の翻訳では「政治的な闘争」に変わってしまったと述べている。翻訳者のナショナリズムが、原作の変容をもたらしたというジャンの批判は、何よりもこの「夜間暴動」という、彼の言う「致命的な誤訳」(255)を根拠にしているのである。

「ムーンライティング」から「夜間暴動」への〈移動〉が「誤訳」であるというジャンの主張を鵜呑みにすることは保留するにしても、この〈移動〉についていささか疑問を抱くことはそれほど不自然な事ではないだろう。「ムーンライティング」の一般的な意味は「夜襲」とされている。したがって、「夜襲」と「夜間暴動」とが互いに置換可能な言葉であると考えerためには、「襲撃＝暴動」という多少強引な同等化が必要とされるからである。とりわけ、デニスの事件に関するもう一つの言及に照らし合わせると、「夜間暴動」という訳語はより不自然なものとして映ってしまうだろう。劇の別の所で、メアリー・クシンは次のように、デニスの事件を語るのである。

Mary Cushin. It was Pat Ruane that tempted them on account of some vengeance of his own. Every creature knows my poor Denis never handled a gun in his life. (176-77)

つまり、デニスとは別の青年の個人的な復讐に付き合わされたということである。このように、問題の銃撃事件が、ある個人の復讐のために行われた「私的な事件」だとするならば、それが「暴動」という言葉で表されることには違和感を持たざるを得ない。ジャンが「獄門」を、「牢屋の門」の「政治的な側面」を強調したものととして位置付けた背景には、こうした違和感が大きく作用したはずである。

しかしここで、「牢屋の門」の持つ「政治的な側面」がより前景化されたく移動の事例があったことに注目する必要があるだろう。それは、先述した菊池寛の「暴徒の子」であるが、この劇作において菊池は、「牢屋の門」の銃撃事件を日本の「新領土」、つまり植民地における暴動事件に置き換えている。この置き換えから考えると、菊池寛の場合には如何なる疑問も持たずに「牢屋の門」における事件を「政治的な闘争」として理解したと推定できる。そして、菊池寛の研究者である片山宏行は「牢屋の門」と「暴徒の子」との関係を述べる際に「牢屋の門」のあらずじに触れているが、そのあらずじは以下のような補足から始まる。

(アイルランド人による革命的反抗が行われて多数の者が検挙されたことが暗黙の前提になっている。) (216)

さらに、片山は「牢屋の門」と「暴徒の子」について、「両作はともに植民地支配を受けている土地を舞台とし、謀判に巻き込まれ、投獄された男をその母と妻が待つという状況設定」において共通すると説明している。つまり、片山は「牢屋の門」の銃撃事件が「革命的反抗」であり「植民地支配」に対する「謀判」であることを、この劇の「暗黙の前提」として理解しているのであり、この「暗黙の前提」を菊池寛も共有していたことを記しているのである。

このような理解は、当の事件を「暴動」として捉えたことで崔珽宇を批判したジャンの態度とは、真っ向から衝突するものであろう。だとすると、「夜間暴動」という訳語に貼られた「誤訳」というレッテルを見直すためには、まず「牢屋の門」が持つとされる「政治的な側面」について検討する必要があるように思われる。

### 3. 「政治劇」としての可能性

「牢屋の門」の「政治的な側面」を考える際に、何よりも問題となるのは、「牢屋の門」における銃撃事件の性質であろう。したがってここでは、「牢屋の門」の生産と消費の場において、劇中の銃撃事件がどのような意味を持ち得たか、そしてそれがどのような形で読者／観客に提示されたかを中心的に考察することで、「牢屋の門」の「政治劇」としての可能性を考えたい。それはまさに片山のいう「暗黙の前提」に迫る作業になるだろう。

「牢屋の門」における銃撃事件の意味を考察するために、まず劇中でその事件を指す言葉である「ムーンライティング」(moonlighting)の意味の幅をより詳しく検討してみよう。「ムーンライティング」が一般的に「夜襲」を意味することはす

に述べたが、その内容を『オックスフォード英語大辞典』（以下、*OED*）から確認すると以下の通りである<sup>4</sup>。

1. The performance by night of an expedition, or of an illicit action.

これが、「ムーンライティング」の第1の意であり、その引用文の初出は1881年となっている。しかし、「牢屋の門」を関心の対象にすると、より重要になってくるのは、次の第2の意である。この語義の初出は1882年で、第1の方とほぼ重なる。

2. *spec.* In Ireland, the perpetration by night of outrages on the person or property of tenants who incurred the hostility of the Land League.

第1の意が、一般的な「夜襲」を指すならば、第2の意はアイルランドに特有な「夜襲」を指していることが分かる。つまり、アイルランドにおいて「ムーンライティング」は、特定の指示対象を持つのである。引用した*OED*の説明からも分かるように、アイルランドにおいて「ムーンライティング」は、1880年頃「土地同盟」(the Land League)側が行った特定の夜襲を意味している。「ムーンライティング」という言葉は、夜中に襲撃を行う秘密農民団が「月光団」(moonlighters)と呼ばれたことに由来するが、彼らは襲おうとする家に「キャプテン・ムーンライト」(Captain Moonlight)の名で通知状を発していたという。

19世紀の末、アイルランドの社会史において大きな争点となっていたのは、「自治法案」(Home Rule)をめぐる論議と土地同盟の運動であった。土地同盟は、アイルランドにおける土地問題に対処するために1879年に結成されたもので、当時アイルランドに自治をもたらす人物として強く期待されていたパーネル(Charles Stewart Parnell)が、その総裁となった。同盟の目的は、小作人たちを組織し、地主に対抗して「追い立て」に依りなかつたり、地代を下げさせたり、究極的には小作人が土地を自分のものにできるようにすることであり、この同盟を背景にして「土地戦争」(Land War, 1879-82)が戦われることになった。同盟の人々は、同盟に関わったことで起訴された者には弁護人を付け、受刑者の家族の面倒を見る一方で、同盟のおきてに背いた行動をした者には徹底した仕打ちを行ったという。その仕打ちこそが、「ムーンライティング」と呼ばれたのである。結局、土地同盟の活動は1881年の新土地法の制定で実を結び、アイルランドの社会史における画期的な変革をもたらすことになった。これをもって土地同盟の使命は完了したということ

で<sup>5</sup>、これに代わってアイルランドの自治を目指す「国民同盟」(the National League)が設立されるのである。

こうした状況を考慮に入れるなら、アイルランドにおける「ムーンライティング」という言葉は、それ自体で「政治的」な事件としての意味内容を十分に備えていたと言えるだろう。そして、「ムーンライティング」の持つこのような指示性は、たとえ他の箇所でもデニスの銃撃事件が個人の復讐として語られることがあるとしても、それによって完全に消滅するようなものではないはずである。「牢屋の門」における「ムーンライティング」という一語を、あえてアイルランドの歴史的な文脈から無理に分離することさえしなければ、つまり *OED* の第2の意を無視し、あえて第1の意に重ねることさえしなければ、この一語によって「牢屋の門」の銃撃事件が「政治的」なものとして解釈されることはむしろ当然のことと言えよう。

しかし、この銃撃事件が、アイルランドの政治的・歴史的な状況と関わっていく可能性は、また別の所からも浮かび上がってくる。「牢屋の門」には、作者グレゴリー夫人自身によって、劇中の事件が「政治的」な事件として認識されるような仕掛けが準備されているのである。それは、作者による「注釈」である。この「注釈」は「牢屋の門」が収録された単行本 *Seven Short Plays* に一緒に掲載されているものであるが、矢野や勝田による研究書が挙げている参考文献目録からも明らかであるように、*Seven Short Plays* は当時において「牢屋の門」を収録した唯一の書物であった。したがって、書物を媒介にした「牢屋の門」の〈移動〉は、常にこの「注釈」の介入を伴っていたと言えるが、そこには、作者が「牢屋の門」に取り入れた三つの逸話が語られている。第一に、出獄する兄弟を迎えに行ったが、その兄弟がすでに獄死したことを知らされた人の話を聞いたこと、これは二人の女性とデニスの場合にそのまま重なる。第二に、ゴールウェイに向かう途中で、初めて村の遠くまで出て道に迷い恐れていた二人の女性を助けたこと、この二人の女性がメアリー・カヘルとメアリー・クシンのモデルになったことは言うまでもない。そして、第三の逸話であるが、これは特に注目に値するので、ここにその全文を引用して置こう。

An agent was fired at on the road from Athenry, and some men were taken up on suspicion. One of them was a young carpenter from my old home, and in a little time a rumour was put about that he had informed against the others in Galway gaol. When the prisoners were taken across the bridge to the courthouse he was hooted by the crowd. But at the trial it was found that he had not informed, that no evidence had been given at all; and bonfires were lighted for him as he went home. (201-2)

この逸話は、「牢屋の門」の中心軸である密告と銃撃事件に直接関わるものであるが、ここで注目すべき点は「牢屋の門」の素材となった銃撃事件が、警察 (agent) に対するものであったということである。

当時のアイルランドにおいて、この逸話に登場する警察への襲撃は何を意味していたのか。あるいは当時の日本において「牢屋の門」が読まれる際に、この「注釈」はどのように機能し得たのか。先述したように、日本の英文学制度のなかにいた崔珽宇が、当時日本で行われていたアイルランド文学の読みを共有していた可能性は極めて高いと言える。したがって、当時の日本におけるアイルランド文学に関する言説が、崔珽宇による「牢屋の門」の理解を形作った可能性は決して否定できるものではない。たとえば、以下のような言説もそのような役割を果たしたであろう。

愛蘭は先にも述べたやうに oppressed race である。永く英国の治下に苦しんで身の自由を失はれて来た国民である。彼等に取りては国法は要するに己を虐ぐる手段に過ぎない。従つて、此に反抗せんとするのは自然の情である。其結果として、彼の地に於ては法に叛する事は却つてよき事とせられ、此を破る者を勇士の如く取扱ふのも永き圧迫の余弊であるのみならず、〔…〕 (第3回)

これは日本の英文学制度内でアイルランド文学が注目され始めた時期である 1915 年に<sup>6</sup>、『英語青年』に連載された細田枯萍の「新ケルト文学」の一部である。ここには、アイルランドにおいては国法に逆らうことが、英雄的な行為と見なされており、それがイギリスの圧制の歴史と関連していることが述べられている。このような見解は、アイルランド文学を理解するための背景知識として広く流布し、たとえば J.M. シングの「西国のプレイボーイ」(“The Playboy of the Western World”) において人々が犯罪者である青年を庇い、彼を英雄化することに対する説明としても機能していたのである。こうした背景知識は「牢屋の門」の題材となった警察への銃撃事件という逸話とも無関係ではあるまい。この背景知識に重ねられることで、警察への銃撃がイギリスへの反抗としてのイメージを帯び、そのイメージは劇中の銃撃事件までを支配することになるだろう。こうした連鎖によって、「牢屋の門」における銃撃事件は、片山の言うような「革命的反抗」としてのイメージを獲得するのである。

そして、「牢屋の門」のもうひとつの重要な事件となる密告の場合にも、その解釈にはアイルランドの政治的・歴史的状況が関わっていた。1934 年に出版された『グレゴリ夫人』の著者である勝田孝興は、「牢屋の門」のあらすじを説明するく

だけで、以下のような背景知識を挿入している。

我が子が自分の友の罪行を密告したと云ふ噂を聞いた母は其の噂が誤であればよいと念じて居る。(革命熱の盛んな愛蘭では「密告」はこの上もない卑劣な行為として卑しめられて居る。)(48)

あらすじの途中で突然登場したこの補足では、アイルランドにおける密告と革命の関連性が語られている。つまり、もしデニスが密告をしたとするならば、それは単なる裏切りではなく、「革命」への裏切りにもなるのであり、こうした判断の前提にもやはり銃撃事件自体がイギリスに対する「革命」に関係しているという認識があるのだろう。このように、法律や体制への反抗を、イギリスへの反抗に直結するものとして捕らえ、また密告という行為を、アイルランドにおける革命との関連で考えることは、当時アイルランド文学を読む際の一般的な態度であった。このような状況に照らし合わせるならば、法律や体制の代表者でもある警察を銃撃した事件とそこでの密告行為が基になったと記したグレゴリー夫人の「注釈」が、「牢屋の門」の銃撃事件を、イギリスに対するアイルランドの抵抗に近づける働きをし得たことは想像に難くない。

以上では、「牢屋の門」に関するグレゴリー夫人自らの「注釈」と、崔琺宇が「牢屋の門」に接したとき「牢屋の門」の外部からその読みに介入して来たはずの様々な言説を確認した。ここで、あえてグレゴリー夫人自身による「注釈」だけではなく、「牢屋の門」の読みを限定し、また同時に拡大させる全ての周辺の言説までを、「牢屋の門」に対する広い意味での〈注釈〉として位置づけてみよう。すると、これまで検討したように、これらの〈注釈〉は、「牢屋の門」の〈本文〉における銃撃事件を、植民地としてのアイルランドという歴史的状況に結びつける機能を果たしていたと結論づけることができる。そして、もしこれらの〈注釈〉が崔琺宇による「牢屋の門」の読みにおいても機能していたとするなら<sup>7</sup>、崔琺宇の「獄門」に登場する「夜間暴動」という訳語は、これらの〈注釈〉が〈本文〉に現れてしまったものとして理解され得るかも知れない。片山や勝田が、「牢屋の門」のあらすじを述べる際に、括弧に括って提示していたようなもの、「牢屋の門」という劇が異空間に〈移動〉されたときにどうしても必要とされるその補足が、崔琺宇の翻訳「獄門」においては〈本文〉のなかに「暴動」という訳語の形で出現しているとも考えられるのである。

このように考えると、先行論の主張とは反対に、「獄門」は「夜間暴動」という訳語をもってアイルランドの歴史的なコンテクストに言及することで、自らを「牢

屋の門」により近づけようとしていたように見える。しかし、果たして「夜間暴動」という訳語はそのような役割を果たすべく選ばれたものだったのだろうか。また、この訳語はそのような役割を果たしえたのだろうか。次の節では崔珽宇が「牢屋の門」の翻訳に取り組んだ際に実際に目にした可能性のある辞典類を詳細に検討することで、そのような疑問に対する答を探りたい。

#### 4. 「ムーンライティング」の〈<sup>トランスレーション</sup>移動〉の現場

すでに述べたように「牢屋の門」の翻案を発表したこともある菊池寛は、グレゴリー夫人の作品にいち早く興味を示したひとりであったが、彼のグレゴリー夫人への愛着が多少過激な形で表された一例がある。それは「ヒヤシンス・ハルヴェイ誤訳早見表」という題で第4次『新思潮』に掲載された文章であり、ここで菊池は仲木貞一による「ヒヤシンス・ハルヴェイ」(“Hyacinth Halvey”)の翻訳を徹底的に批判していた。53箇所にも至る誤訳の部分を訂正とともに列挙してから、菊池は仲木が「グレゴリー夫人を虐殺した」とまで述べているが、その誤訳のひとつが他でもなく「ムーンライティング」であった。仲木は「ムーンライティング」を「月夜」と訳していたが、菊池はこれを「畑泥棒」に訂正した上で、「何でもアテズッポーで訳せるなら、辞書を引く奴は馬鹿ですよ」と付け加えている。菊池の「畑泥棒」という訳もさることながら、「辞書」について言及している点が興味深いが、では当時の辞書において「ムーンライティング」はどのように〈移動〉されていたのだろうか。ここでは、その実際を検討することにする。

すでに確認したように、*OED*で「ムーンライティング」の意味を調べると、一般的な夜襲という意味とアイルランドにおける特定の夜襲という意味のふたつが併記されていた。では、今日の代表的な英和辞典もこのような定義を踏襲しているのだろうか。研究社の『新英和大辞典』(第6版、2002)と大修館の『ジーニアス英和大辞典』(2001)で「ムーンライティング」の項目を調べると、面白い結果に出会う。前者には、「夜襲 (night raid)」とあり、*OED*の第1意に重なっている反面、後者には、「[アイルランド史] (月光団員による) 闇討ち運動《19世紀アイルランドで地主制度に抗議して夜間に家畜や人に危害を加えた抵抗運動》」とあり、*OED*の第2意に重なっている。*OED*においては併記されていたふたつの定義が、『新英和大辞典』と『ジーニアス英和大辞典』の両方にきれいに分離されているのである。

では、20世紀の初期、とりわけ*OED*の第一版が出版された1928年前後までの辞典においてはどうだったのか。まず、英英辞典を見てみると、そこで気づくことは「ムーンライティング」という語が必ずしも挙げられているわけではないというこ

とである。先に述べた今日の大辞典と同じ規模の辞典であっても、「ムーンライティング」という項目を有していないのが普通である。ただし、全8巻にも及ぶ *The Century Dictionary: An Encyclopedic Lexicon of The English Language* (1900) には、「ムーンライティング」の項目が存在しており、そこには以下のように説明されている。

Systematic agrarian outrage in Ireland. See moonlighter.

ここには、一般的な夜襲を意味する「ムーンライティング」という言葉は存在しない。「ムーンライターを参照せよ」という指示が示しているように、「ムーンライティング」は「ムーンライター」、つまり月光団員との関わりにおいてのみ説明できる言葉なのである。

ちなみにこの辞典の「ムーンライター」の項目には、

A member of one of the organized bands of desperados that carried on a system of agrarian outrage in Ireland.

という説明があり、「ムーンライター」がアイルランド特有の事象であることを示している。

「ムーンライティング」という見出し語が登録されていなかった他の辞典においても事情は同じである。たとえば、*Hambers's Twentieth Century Dictionary of the English Language* (1904) の場合には「ムーンライター」が、

one of a band of cowardly ruffians in Ireland who committed agrarian outrages by night about 1880.

と説明されており、また *The Concise Oxford Dictionary of Current English* (1915) には、

one who in Ireland perpetrated outrages by night on tenants who incurred hostility of Land League.

とある。いずれにせよ、これらの説明から、アイルランドの土地同盟や土地戦争から離れた、一般的な夜襲としての「ムーンライティング」に辿り着ける可能性はな

いと言っていいだろう。この時期の辞典では、*OED* で提示されたような、一般的な夜襲と、アイルランドにおける月光団の夜襲という対応関係はそもそも存在しなかったのである。

このような状況は、英和辞典においてもほとんど同じであった。「ムーンライティング」という項目は辞典によって存在したり、存在しなかったりしているが、存在する場合には「ムーンライター」との関連で説明される。そして、「ムーンライター」は、「月光団員」あるいは「月光党员」と訳され、アイルランドにおける固有名詞として扱われている。たとえば、『井上英和大辞典』（井上十吉著、1915）には、

愛蘭に於て Land League (土地同盟会) の反感を買ひし者に対する夜中暴行者。

として、また『新コンサイス英和辞典』（三省堂編集部編、1929）には、

あいやらんど秘密団体ノ一員〔夜間農家ナドニ押入り暴行ヲ逞ウセル〕。

として、説明されている。

ただし、これら英和辞典のなかで、ひとつだけ特異な説明を提供している辞典がある。そして、この説明こそが崔珽宇の「獄門」における「ムーンライティング」の訳し方に重なるのである。崔珽宇が「獄門」を仕上げたであろう時期に最も近いときに出版された英和辞典のひとつに、研究社の『新英和大辞典』（初版、岡倉由三郎編、1927）がある。この辞典には「ムーンライター」と「ムーンライティング」の両方の項目が存在するが、「ムーンライター」の項目には、

月光党员（1880年頃愛爾蘭に起つた暴徒で夜陰に乗じて地所・小作上などの鬱憤を晴らしたもの）

という説明がある。この説明は、これまで確認してきた他の辞典の場合とそれほど異なっていない。その一方で、「ムーンライティング」の項目は、

夜間乱暴、夜間暴動

と説明されており、ここに「ムーンライター」との関連性は全く示されていない。先ほど確認した今日の『新英和大辞典』にある「夜襲 (night raid)」という一般名詞としての説明は、この初版における説明にその起源を持つのである。

『新英和大辞典』の初版に「ムーンライティング」の説明として「夜間暴動」という言葉が存在したという事実を確認することによって、以下のような可能性が浮上してくる。ひとつは、この辞典の刊行時期からして崔琺宇が翻訳の際にこの辞典を参照した可能性が極めて高いこともあり、彼の「獄門」における「夜間暴動」という訳語がこの辞典の説明を採用した結果であると推測できるということである。この際、崔琺宇がこの辞典の訳語を選択したことが、偶然の結果であったのか、意図的な選択であったのかは判然としない。つまり、彼が他の辞典を参照することなくこの辞典だけに頼った結果この訳語を採用してしまったのか、そうではなく様々な辞典を参照したなかで、あえてこの訳語を選択したのかは、断定し難い問題である。

しかし、もしその選択が意図的なものであったと仮定するならば、そのことはもうひとつの重要な問題と関わってくる。それは、この辞典における「ムーンライティング」の説明が持つ異様さと関係している。これまで当時の辞典における「ムーンライティング」の説明を検討した結果明らかになったのは、ほとんどの辞典において「ムーンライティング」という語がアイルランドにおける特有な事象として説明されていたということであった。しかし、唯一この『新英和大辞典』だけが「ムーンライティング」を、「ムーンライター」と関係付けずに一般名詞として説明しており、そこにはアイルランドのことは全く言及されないのである。その点に注目すると、崔琺宇があえてこの辞典の「夜間暴動」という訳語を採用したということは、「夜間暴動」という訳語が持つ一般性を採用したということになるだろう。

前節で筆者は、「夜間暴動」という訳語が、アイルランドにおける政治的・歴史的なコンテキストに言及していることを述べた。しかし、当時の辞典における様々な「ムーンライティング」の説明のなかで、この訳語が意図的に選ばれたものだと仮定するなら、その陳述は以下のような補足を伴うべきであろう。つまり、「夜間暴動」という訳語は、アイルランドの政治的・歴史的なコンテキストに言及しつつ、一方ではその「アイルランド」なる特殊性が前景化することを拒んでいる訳語であると述べるべきであろう。「月光団」による「暴動」はアイルランドにしか存在しないが、「暴動」は決してアイルランドだけのものではない。「夜間暴動」という語は、アイルランドという植民地における抵抗を想起させつつ、その抵抗をアイルランドに特有なものとして位置づけることはしないのである。

## 5. 「夜間暴動」に期待されたもの

「夜間暴動」という訳語の出現は、単に「ムーンライティング」という固有名詞が持つ翻訳不可能性によるものであるかも知れない。そして、先にも触れたよう

に、その訳語の出現は偶然の結果であるかも知れない。しかし、仮にそうだととしても「獄門」における「夜間暴動」という訳語が、「獄門」を受容した朝鮮の人々にとって、固有名詞の便宜的な訳語以上のものとして機能した可能性は否定できない。ここでは、「獄門」が上演された当時の朝鮮の状況を視野に入れ、その可能性を考えることにする。

「獄門」が上演されたのは、劇芸術研究会の第2回定期公演においてであったが、この公演では「獄門」の外に、同じくアイルランドの劇作家であるアーヴィン (St. John Ervine) の「寛大な愛人」(“The Magnanimous Lover”) とゲーリング (Reinhard G?ring) の「海戦」(“Seeschlacht”) が上演された<sup>8</sup>。この演目からも窺えるように、劇芸術研究会は、日本の築地小劇場と同じく、当初上演対象を外国の劇に限定していた。このような態度は一部の人々によって厳しく批判され、劇芸術研究会も第3回公演からは「創作劇」を発表することになったが<sup>9</sup>、この第2回公演までには近代劇の発展のためには外国劇の輸入を先行すべきであるという姿勢を貫徹していたのである。第2回公演の演目の選定は、このように外国の新しい劇を提示したいという願望と当時朝鮮の劇界が有していた実力との交渉の結果であった。全ての演目が一幕劇であるのは、彼らが自らの限界を自覚した結果であり、それでも三つもの演目を準備していたのは、なるべく多様な性質の劇を披露したいという願望の現われであろう。第2回公演においては、世間的な価値に立ち向かい自立する女の劇として「寛大な愛人」を、朝鮮で始めて上演される表現主義劇として「海戦」を、そして「政治劇」として「獄門」を提示したのである。

グレゴリー夫人の「牢屋の門」が「政治劇」として理解されるべきか否かの問題とは別に、「獄門」が「政治劇」として提示され享受されたことは確かである。「牢屋の門」をアイルランドの歴史的・政治的な状況に向かわせるものとして、その〈注釈〉なるものの機能を確認したが、「獄門」の場合もそのような〈注釈〉の存在が認められる。崔珽宇とともにこの公演を準備し、「寛大な愛人」の翻訳者でもあった張起悌 (ジャン・ギジュ) は、公演を宣伝する記事において以下のように「獄門」を説明していた<sup>10</sup>。

「獄門」は、このように一種のスケッチ形式の作品で、幕が上がると黒い服をまとった二人の女人が見える。通常政治犯が収容されるゴールウェイ監獄の前で夜明けを待つ二人の女人、ある村で起った政治的暴動に困ってこの監獄に収監された青年の老いた母と若い妻である。[...] ふたりの女人は獄門に向かって無法と不正、政治の無道を絶叫し、そこでは希望を失った者の心痛な嘆きが起る。

この記事は、ゴールウェイ監獄を「政治犯が収容される」所と説明し、劇中の事件を「政治的暴動」として規定することで、「獄門」という劇を「政治的」な事件をめぐる劇として予め提示している。「牢屋の門」における「ムーンライティング」が、その〈注釈〉なるものの働きによって「政治的」な事件として意味づけられていたのと同様に、「獄門」における「夜間暴動」もまた、このようなく注釈の働きによって初めて「政治的な暴動」としてはっきりと規定されるのである。だとすると、「獄門」は〈注釈〉の介入によって〈本文〉をある特定の政治的・歴史的な現実に結びつけるといった「牢屋の門」の方法を反復していたとも言える。

しかし、この〈注釈〉が「夜間暴動」という事件を位置づけようとする歴史的・政治的なコンテクストは必ずしもアイルランドのそれとは限らない。「夜間暴動」という訳語自体がそうであるように、この〈注釈〉もまた、アイルランドにおける「月光団」という具体的な事象に繋がる可能性をほとんど持っていない。「夜間暴動」という訳語の選択によって発生した具体性の喪失という効果が、「政治犯」や「政治的暴動」、「希望を失った者」といった抽象的な言葉だけを繰り返すこの〈注釈〉によっても同じく現れるのである。そして、それによって「獄門」における「夜間暴動」を、朝鮮の歴史的・政治的コンテクストのなかに位置づけることが可能になる。

「獄門」が上演された1932年は、まさに朝鮮における農民の「暴動」が最も活発に行われた時期であった。朝鮮において近代的な農民運動が始まったのは、1920年代のことであるが、この時期の運動は小作争議という形に留まっていた。しかし、1930年代に入って、農民の生活がより厳しいものになり、8割や9割にまで及ぶ高い小作料の問題が新聞紙上で頻繁に問題視されるようになると、小作争議も穏健なものではいられなかった。1930年代の小作争議は、1920年代とは異なり、非合法的で暴力的な政治闘争の性格を強く持つようになったのである。このように朝鮮の農村において、1930年代前半期が未曾有の「暴動」の時代であったことは、劇芸術研究会の人々が「獄門」に注目した理由、そしてその「獄門」に登場する「夜間暴動」という言葉と無縁ではないだろう。

このように考えると、劇芸術研究会の第2回公演の演目のなかで、「獄門」は彼らの路線に対する批判への応答であった可能性が高い。外国の劇に固執する彼らの姿勢に対する批判の中心は、これらの劇が朝鮮の現実に合わないということであった。このような状況のなかで、「獄門」は外国の劇でありながら、朝鮮の現実にも通じるようなものとして自らを示す必要があったのだろう。そして、それこそが「獄門」に期待された役割であったと考えるなら、「夜間暴動」という訳語はその

期待を一身に背負ったものであったと言える。

しかし、「獄門」がその役割を見事に成し遂げることはなかった。グレゴリー夫人の「月出」(“The Rising of the Moon”)の翻訳を発表してもいた朴龍喆(パク・ヨンチョル)は、以下のような観劇の感想を述べている。

愛蘭で実際に見ることのできる可憐な情景であろうし、また西大門の外でももしや出くわすことのあることかも知れないが、この場面の原因となる事件も解読できないし、また所謂劇的な要素という起伏葛藤がないこのような単一さには、我々はそれほど深く感動することはできなかった。この脚本は劇を非常に愛好する固定の観衆を持った小劇場には適合であるかも知れないが、混成の観衆を相手にはあまり適切なものではなかった。(第4回)

この劇評によれば、「獄門」に対して否定的な評価を下す理由はふたつあるという。劇の原因となる事件が解読できなかったことと、劇の構造の単純さがそれである。劇の構造の単純さはある程度までは、原作の「牢屋の門」に内在する問題であるが、劇の原因となる事件が理解できなかったということは、「牢屋の門」が「獄門」に〈移動〉された時点で発生した問題である。つまりこれは「夜間暴動」という訳語が発生させた問題なのである。

アイルランドの「月光団」という固有名詞との決別によって、「夜間暴動」は朝鮮における農民の暴動までを包含し、「獄門」を朝鮮の現実と関連付けることを期待されていたであろう。しかし、その期待が裏切られたときに「夜間暴動」という訳語は、アイルランドの「ムーンライティング」とも、朝鮮の農民運動とも重なることなく、ただ観念としての「政治的」な事件となってしまったのである。「夜間暴動」という訳語が「獄門」において「致命的な誤訳」であるとしたら、それは「夜間暴動」が翻訳者のナショナリスティックな意図を体現しているからではなく、むしろそのような意図に完全に答えられなかったからと言うべきであろう。

以上で明らかにしたように、「夜間暴動」という訳語はその期待された役割を全うできたわけではない。しかし、その失敗こそが劇芸術研究会にして翻訳という〈移動〉の形式を見直すことを余儀なくしたとするなら、それが朝鮮の近代劇運動においてひとつの契機として作用したことは確かである。アイルランドにも朝鮮にも完全に結び着くことなく宙ぶらりんになってしまった「夜間暴動」という訳語に象徴される「獄門」の「失敗」は、朝鮮におけるアイルランド劇の〈移動〉が翻案という新たな形式に目を向ける動機を提供したという点においては、実に意義深いものであったとさえ、言えるのである。

\*引用文の翻訳および引用文中の下線・傍点は全て筆者による。

## 注

- 1 しかしながら「牢屋の門」を分類することは容易ではない。「牢屋の門」は農村を背景にしているので農民劇と分類されることもあるが、一方では以下この論文で考察するように政治的な事件を題材にした「政治劇」であるとも言える。また、最も基本的な悲劇／喜劇の分類においても、一般的には二人の女性の悲痛さに注目し悲劇として分類するが、メアリー・カヘルの態度の変化に焦点を当て、喜劇として扱う論者もいる。
- 2 「月出」の場合、1927年に朝鮮の他の劇団によってすでに上演されているが、この際の翻訳は、延鶴年(ヨン・ハクニョン)によるものであった。
- 3 この論文においてジャンは、崔珽宇の「獄門」がいまだに韓国における唯一の“The Gaol Gate”の翻訳であり、それはこの翻訳が「原作に忠実な翻訳であるという仮定の下、誰もその翻訳の正確性について異見を提示しなかった」からであると記している(233)。しかし、「獄門」というテキストが問題視されてこなかったことが、翻訳テキスト自体が研究の対象として注目されてこなかったためであるのと同様に、新しい翻訳が発表されないことも、グレゴリー夫人の作品に対する無関心という状況から説明されるべきであろう。なお、ジャンの論文のなかで崔珽宇の「獄門」を扱った一章は、後に韓国語に翻訳され「レイディ・グレゴリー作『獄門』(The Gaol Gate)の韓国受容史研究」という題で、徐淵昊編『韓国演劇の争点と新しい探求2——比較演劇学』(ソウル、演劇と人間、2001)にも収録されている。
- 4 OEDの第1版(1928)及び第2版(1976)ともに同様の定義を採用している。ただ、第2版においては「夜業」としての意味が加えられている。
- 5 しかし、この時点で全てが終結したわけではなく、アイルランドの農民運動はこれ以降も土地法展開の媒介契機として機能していく。1880年代中葉の農民運動によって1887年法が制定され、1898年の「連合アイルランド同盟」による土地の強制収用要求の結果として1903年のウィンタム法が生まれることになる(高橋37)。
- 6 「英文学制度」のなかで注目されたということは、大学における研究や教育の対象としてアイルランド文学が台頭したことをさす。これに対して、アイルランド文学の紹介や翻訳は明治30年代から大正期にかけてすでに活発に行われていた。菊池寛のアイルランド文学への関心も大正期の日本文壇における一般的な風潮と関係している。
- 7 このように崔珽宇による「牢屋の門」の読みを形作った〈注釈〉のひとつとして、菊池寛の「暴徒の子」や「裏切り」を挙げることもできるだろう。しかしながら、「暴徒の子」の掲載や「裏切り」の上演時期が崔珽宇の留学時期と重なっているわけではなく、彼がこれらに接した可能性が高いとは言えない。
- 8 「海戦」は創立当初の築地小劇場(1924年6月)で取り上げられ、当時の日本の新劇界に大きな影響を与えられたとされるが、実験舞台の「海戦」を演出したのは、日本大学芸術科を卒業し1924年から5年間築地小劇場で演技・演出を学んで朝鮮に帰国した洪海星(ホン・ヘソン)であった。劇芸術研究会による近代劇運動は、その方法論だけではなく公演の実際においても築

- 地小劇場の方法を踏襲していた可能性が高いのである。
- 9 この「創作劇」とは、柳致真の「土幕」であるが、この作はオケイシーの「ジュノーと孔雀」(“Juno and the Paycock”)の翻案としても知られる。
- 10 この記事はそれぞれの訳者が自分の翻訳した劇を概説するものであったが、「獄門」の場合には崔珽宇が旅行中であるという理由で張起憐が代わりに執筆していた。

## \* 主要参考文献

- Lady Gregory, Augusta. “The Gaol Gate,” *Seven Short Plays*. London: G.P. Putnam's Sons, 1909: 173-185.  
———. 「獄門」(上・中・下) 崔廷宇訳『朝鮮日報』1933年2月8日～14日。
- Hogan, Robert & Kilroy, James, eds. *The Abbey Theatre: The Years of Synge 1905-1909, The Modern Irish Drama*, vol. 3. Dublin: Dolmen, 1978.
- Hosoda Kohyo (細田枯萍). 「新ケルト文学」(1-5回)『英語青年』第33巻第5-6/8-10号(1915年6月1日～8月15日)。
- Jang Gi-je (張起憐). 「実験舞台公演劇本『獄門』について——訳者としての一言(3)」『東亜日報』1932年6月28日。
- Jang Won-jae. *Irish Influence on Korean Theatre during the 1920s and 1930s*. Diss. U of London, 2000.
- Kang Dong-jin (姜東鎭). 『韓国農業の歴史』ソウル、ハンギル社、1982.
- Katayama Hiroyuki (片山宏行)『菊池寛の航跡——初期文学精神の展開』和泉書院、1997.
- Katta Takaoki (勝田孝興). 『グレゴリ夫人』研究社英米文学評伝叢書80、研究社、1934.
- Kikuchi Kan (菊池寛). 「暴徒の子」第4次『新思潮』創刊号(1916年2月): 22-33.  
———. 「ヒヤシンス・ハルヴェイ誤訳早見表」第4次『新思潮』第一巻第五号(1916年6月): 71-85.
- Moody, Theo “Fenianism, Home Rule and the Land War 1850-91,” Theo Moody & Frank Martin, eds. *The Course of Irish History*. Dublin: Mercier Press, 2001: 228-44.
- Ono Osamu (小野修). 『アイルランド紛争——民族対立の血と精神』世界差別問題叢書10、明石書店、1991.
- Park Yong-cheol (朴龍喆). 「実験舞台第二回試演初日を観て」(1-4回)『東亜日報』1932年6月30日～7月5日。
- Sugiyama Sumiko (杉山寿美子). 『アベイ・シアター 1904-2004——アイルランド演劇運動』研究社、2004.
- Takahashi Junichi (高橋純一). 『アイルランド土地政策史』社会評論社、1997.
- Venuti, Lawrence, ed. *The Translation Studies Reader*. New York: Routledge, 2000.
- Yano Kazumi (矢野禾積). “Introduction,” Lady Gregory. *Spreading the News, Hyacinth Halvey, & Other Plays*. Tokyo: Kenkyusha, 1930: i-xv.